

## 四国中央市妊活支援（不妊検査・一般不妊治療）助成事業について

四国中央市では、県のえひめ人口減少対策総合交付金を活用し、県と四国中央市の連携事業として、妊娠を望む夫婦を対象に、不妊症の診断のために必要な検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。

**令和8年度申請分から、法律婚で世帯が同一の場合は、戸籍謄本が不要となりました。**

**申請書等様式も一部変更となっていますので、新しい様式をご利用ください。**



対象者	(1)申請日に夫婦(事実婚含)双方又は検査(治療)を受けた者が1年以上継続して市内に住所を有している (2)これまで、一般不妊治療を受けたことがない (3)不妊検査及び一般不妊治療の開始日が令和7年4月1日以降であり、検査または治療開始日の妻の年齢が43歳未満 (4)原則、夫婦双方が受診している (5)市税の滞納がない (6)他の地方公共団体から同様の助成を受けていない
対象の検査及び治療	(1)医師が不妊症の診断のために必要と認める検査(治療開始前は保険診療・自費診療いずれも対象)・人工授精等の一般不妊治療(保険診療)で、夫婦いずれか早い方の検査(治療)開始日から1年以内の間に受けた検査(治療) (2)保険医療機関(保険診療を行う病院・診療所)・保険薬局(保険診療に基づいて医師の出す処方箋に従い調剤を行う薬局)で受けた検査・治療等の医療費 (3)ご夫婦いずれの検査や治療も対象 ※食事療養標準負担額、個室使用料及び文書料その他不妊検査や一般不妊治療に直接関係のない費用は除く
助成額回数等	対象となる費用のうち、助成対象者が医療機関や保険薬局に支払った額について、夫婦1組1回限り、5万円を上限に助成
申請期限	<b>検査(治療)を開始した日から1年以内</b> ※ただし、検査や治療で支払った額(合算可)が5万円に達した時や、一般不妊治療を終了した時(妊娠が判明した場合や生殖補助医療に移行した場合等)は速やかに申請してください。
申請書類等	<b>【全員】</b> ①不妊検査費等助成金交付申請書(様式第1号) ②四国中央市不妊検査費等助成事業受診等証明書(医療機関において受診したことを証する書類) 医療機関に作成を依頼してください。(文書料は助成対象外) 夫婦が別の医療機関において検査等を受けた場合は、それぞれに証明が必要です。 ③医療機関や保険薬局が発行する領収書及び明細書(コピー可) 原本を提出された場合は、助成金の交付決定通知書と一緒に返却します。 ④不妊検査費等助成金交付請求書(様式第5号) ⑤申請者名義の振込口座(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人)がわかるもの <b>【該当のある方】</b> ⑥世帯が異なる夫婦の場合：戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの) ⑦どちらかが四国中央市以外の住民である場合： ・居住先の納税証明書(未納がないことの証明) ・居住先の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの) ・戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの) ⑧事実婚による婚姻関係にある場合： ・事実婚関係に関する申立書(様式第2号) ・双方の戸籍謄本(全部事項証明、3か月以内に発行されたもの) ⑨加入する健康保険から、高額療養費の給付や付加給付がある場合は、その額を確認できるもの <b>【その他】</b> 納税状況を確認することができない場合等、追加書類や手続きをご案内することがあります。
助成の決定	申請後、審査により助成の可否が書面で通知されます。助成金の振込まで約2か月かかります。